

第4補給処公示第63号
令和4年3月29日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
藤本 芳信

入札及び契約心得(平成20年5月29日第4補給処公示第45号)の一部改正について

入札及び契約心得を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。
本改正の施行日は令和4年4月1日となっております。

添付書類：入札及び契約心得（平成20年5月29日第4補給処公示第45号）の一部改正について

入札及び契約心得(平成20年5月29日第4補給処公示第45号)の一部
改正について

標記について、下記のとおり決定する。

記

11.8 から 11.18 までは 1 つずつ繰り下げ 11.7 の次に次の項を加える。

11.8 下請負企業からの輸入品等に係る価格の妥当性の確認

11.8.1 契約に含まれる輸入品等に係る価格の妥当性の確認等

- (1) 装備品等及び役務の調達（一般輸入調達及び有償援助調達を除く。）に係る契約において、契約履行のために必要な輸入完成品、輸入ノックダウンキット、輸入コンポーネント、輸入パーツ、輸入鋳鍛造粗型材及びこれらに付随する外国からの役務（以下「輸入完成品等」という。）を直接又は下請負者（防衛省との契約相手方から業務の一部の下請負を受けた者をいう。）を通じて調達する場合、相手方は、分支担当官から見積資料の提出を求められたときは、輸入完成品等に係る見積価格に関する資料（いわゆるクォーテーション及びその他関係書類を含む。以下同じ。）及び品代に含まれる費用の内訳が確認できる資料について、当該資料の発行者の同意を得た上での提出又は提示するものとする。
- (2) 輸入完成品等に係る見積価格に関する資料については、原則として外国製造業者が発行したものの写しとする。
- (3) 前号により難しい場合には、輸入完成品等を発注する下請負者が外国製造業者の発行した輸入完成品等に係る見積価格に関する資料の写しを提出等できない理由、相手方又は分支担当官が外国製造業者へ直接問い合わせを行うことについての当該下請負者の同意、相手方から外国製造業者へ直接確認した結果及び当該輸入完成品等の価格の妥当性を証明する資料など、適正な予定価格の算定に必要な資料を提出するものとする。
- (4) 第1号に規定する調達の契約に付した特約条項に基づき代金の確定を行う場合においては、相手方から提出又は提示された外国製造業者等が発行した送り状（いわゆるインボイス）その他の資料についても、第2号及び第3号の規定を準用する。
- (5) 再下請負者（下請負者から業務の一部の下請負を受けた者及び当該者以降の全ての同様の下請負者をいう。）を通じて調達する輸入完成品等であって、相手方が必要と判断する場合は、第1号から第3号までの規定に準じた措置を講ずるものとする。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。